

鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 新旧対照表

(改正後)	(現行)
<p>鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱</p> <p>制定 <u>平成2年12月28日</u> 改正 <u>平成17年3月15日</u> 改正 <u>平成31年3月25日</u> 改正 <u>令和3年3月 日</u></p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>第5 溶接部の受入れ検査に関する検査方法及び合否判定基準</p> <p>(略)</p> <p>2 抜き取り方法</p> <p>1 検査ロットについての抜き取り方法及び抜き取り数等は、下記によるものとする。</p> <p>(1) <u>当該工場において溶接された鉄骨の溶接部が、建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合することを国土交通大臣が認めた工場(以下「認定工場」という。)</u>は、設計者が指定する仕様書の規準、又は<u>JASS6</u>等によるものとする。</p> <p>(2) <u>認定工場以外の工場が行う溶接工事は、原則として抜き取り数は全数とし、当該工場の品質管理状況に応じて検査率を設定するものとする。</u></p>	<p>鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱</p> <p>改正 <u>30都市建企第1374号</u> <u>平成31年3月25日</u> <u>16都市建企第505号</u> <u>平成17年3月15日</u> 制定 <u>2都市建調第272号</u> <u>平成2年12月28日</u></p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>第5 溶接部の受入れ検査に関する検査方法及び合否判定基準</p> <p>(略)</p> <p>2 抜き取り方法</p> <p>1 検査ロットについての抜き取り方法及び抜き取り数等は、下記によるものとする。</p> <p>(1) <u>東京都の登録工場若しくは知事が同等と認める工場(以下「認定工場」という。)</u>は、設計者が指定する仕様書の規準、又は<u>JASS6</u>等によるものとする。</p> <p>(2) <u>東京都の登録工場若しくは認定工場以外の工場が行う溶接工事は、原則として抜き取り数は全数とし、当該工場の品質管理状況に応じて検査率を設定するものとする。</u></p>

- (3) 認定工場の分類による規模制限を超えた建築物の工事を行う場合は、抜き取り検査率を上げるものとする。
- (4) 工事場で行う溶接工事の場合は、原則として抜き取り数は全数とする。

(略)

第5の2 溶接部の受入れ検査における内質検査の適用範囲及び検査方法等

(略)

第9 鉄骨工事施工計画報告書等の提出

(略)

3 鉄骨工事報告書

工事監理者及び工事施工者は、前項に掲げる建築物以外の鉄骨造等の建築物については、鉄骨工事の各工程における施工の状況を検査し、その結果を記載した鉄骨工事報告書を建築主事及び指定確認検査機関に提出するものとする。

第10 この要綱を補足する措置

このほか、建築物の工事に関しては、建築物の工事に関する試験及び検査に関する東京都取扱要綱（以下「試験・検査要綱」という。）に定めるところによるものとする。

第11 報告及び検査

- (3) 東京都の登録工場若しくは認定工場の分類による規模制限を超えた建築物の工事を行う場合は、抜き取り検査率を上げるものとする。
- (4) 工事場で行う溶接工事の場合は、原則として抜き取り数は全数とする。

(略)

第5の2 溶接部の受入れ検査における内質検査の適用範囲及び検査方法等

(略)

第9 鉄骨工事施工計画報告書等の提出

(略)

3 鉄骨工事報告書

工事監理者及び工事施工者は、前項に掲げる建築物以外の鉄骨造等の建築物については、鉄骨工事の各工程における施工の状況を検査し、その結果を記載した鉄骨工事報告書（別紙3）を建築主事及び指定確認検査機関に提出するものとする。

第10 この要綱を補足する措置

このほか、建築物の工事に関しては、以下の要綱等に定めるところによるものとする。

- 1 建築物の工事に関する試験及び検査に関する東京都取扱要綱（以下「試験・検査要綱」という。）
- 2 東京都鉄骨加工工場取扱要綱

第11 報告及び検査

<p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、工場で行う溶接工事に関する部分については、第5の2は平成17年10月1日から適用する。</p> <p><u>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、工場で行う溶接工事に関する部分については、第5の2は平成17年10月1日から適用する。</p> <p><u>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>
---	--